

日本語指導協力者派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市立小・中・中等教育学校・高等学校（以下、「市立学校」という。）に、日本語指導協力者を派遣する場合の選考，報酬，勤務時間等に関し，必要な事項を定める。

(身分)

第2条 日本語指導協力者（以下、「協力者」という。）等の身分は、有償ボランティアとする。

(選考)

第3条 新潟市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）は、次のいずれかに該当するものの中から協力者を選考する。

- (1) 大学または短期大学を卒業した者
- (2) 児童生徒の日本語指導に関して専門的な知識及び経験を有する者
- 2 書類選考の上、適当と認められたものを協力者として登録する。
- 3 日本語指導協力者に欠員または増員の必要が生じた場合、登録者の中から課長面接を実施し、協力者として採用する。

(派遣)

第4条 市立学校長（以下、「当該校長」という。）は、協力者の派遣を受けようとするときは、様式第1号により、市教育委員会に申請する。

- 2 当該校長から申請があったときは、予算の範囲内で、児童生徒の日本語能力に応じて派遣する学校を選定し、協力者派遣決定通知書により当該校長へ通知するものとする。
- 3 協力者派遣の通知を受けた校長は、年間受入計画（様式第2号）を指定された期日までに、教育長に提出する。

(対象校)

第5条 配置対象とする学校は、市立学校とする。

(任用)

第6条 市教育委員会は、市立学校に協力者を派遣しようとするときは、別紙依頼書により協力者として任命し、派遣校を指定する。

(協力者の職務)

第7条 協力者は、当該校長等の指揮監督の下に、おおむね以下の職務を行う。

- (1) 児童生徒への日本語指導
- (2) 日本語指導に関する教職員に対する助言・援助

(任期)

第8条 協力者の任期は、依頼を受けた単年度とする。

(派遣回数)

第9条 協力者の派遣回数は予算の範囲内で以下の基準に基づいて行う。

(1) 新規

日常会話ができない児童生徒（日本語能力「1」）の在籍校には25回を基準にして、児童生徒の実態に応じて調整する。

日常会話ができるが教科指導に支障がある児童生徒（日本語能力「2」）の在籍校には15回を基準にして、児童生徒の実態に応じて調整する。

(2) 継続

日常会話ができない児童生徒（日本語能力「1」）の在籍校には15回を基準にして、児童生徒の実態に応じて調整する。

日常会話ができるが教科指導に支障がある児童生徒（日本語能力「2」）の在籍校には、担当日本語指導協力者が継続が必要と認めるときに派遣する場合がある。（原則2年目までとする。）

2 年度途中の派遣については、実態に応じて派遣回数を決定する。

(報酬等)

第10条 協力者への謝金は、次のとおりとする。

(1) 金額については、別途定めるものとする。

(2) 支給方法 実施報告書（別紙様式第3号）を翌月5日までに教育長に提出する。
実施回数分の謝金を協力者の指定口座に振り込む。

(補償)

第11条 協力者の傷害保険は、教育委員会で加入する。

(服務)

第12条 協力者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 校長の監督を受け、その職務上の命令に従い職務に専念すること。

(2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(3) 協力者の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしないこと。

(退任)

第13条 協力者は、自己都合により任期の途中で退任する場合の手続きは次のとおりとする。

(1) 任期の途中で退任する場合は、30日前までに、市教育委員会へ伝えるものとする。

(2) 協力者は、退任報告書（別紙様式4号）を市教育委員会へ提出する。

(解任)

第14条 教育長は、任用期間中において、協力者が次の事由の一つに該当する場合、第8条の規定にかかわらず、解任することができる。

- ア 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合
- イ その他、その職に必要な適格性を欠く場合

(居住地の変更)

第15条 協力者は居住地を変更した場合、市教育委員会に報告するものとする。

(その他)

第16条 この事業を実施するに当たって、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 24 日から施行する。